

争議行為の予告について

東都運業株式会社代表取締役酒井大作から争議行為を行う旨の通知が令和3年3月4日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和3年3月9日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部東都分会の争議行為に対抗する件

二 日時

令和3年3月18日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東都運業株式会社 葛飾区奥戸三丁目23番28号

四 種類

事業所閉鎖等一切の争議行動（以上原文のまま掲載）